

コンプライアンス（法令遵守）規程

N.K.Cナーシングコアコーポレーション合同会社

第1条（目的）

この規程は、N.K.Cナーシングコアコーポレーション合同会社（以下「会社」という。）におけるコンプライアンスの取り組みの基本的事項を定め、これを適切に運用することによりコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的とする。

第2条（定義）

コンプライアンスとは、法令、条例、規則、通達、定款等、明確に文章化された社会的基準（以下「法令等」という。）及び社会一般の規範について遵守していることをいう。

第3条（適用範囲）

本規程は、会社のすべての社員および従業員（正社員及びパートタイマー、その他の雇用形態者を含む）に適用する。

第4条（代表社員の責務）

代表は目的を達成するため、コンプライアンスを経営の重点と定め、コンプライアンスの維持並びに向上に努めるものとする。

第5条（社員および従業員の責務）

すべての社員および従業員は、自らの職務を務めるにあたり、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- （1）法令等に違反する行為
- （2）他の社員および従業員に対する法令等に違反する行為の指示、命令、教唆又は強要
- （3）他の社員および従業員が法令等に違反する行為を行うことの許可、承認又は黙認
- （4）他の社員および従業員もしくはその他の者からの依頼、請負又は強要により法令に違反する業為を行うことの承諾
- （5）反社会的勢力との関係及び取引行為
- （6）人種差別及びセクシャルハラスメント・パワーハラスメント行為
- （7）官民間わず汚職や賄賂等の利益相反となる行為
- （8）不当な取引
- （9）社内で知り得る顧客並びに社内の機密情報を第三者に漏洩する行為
- （10）その他、前各号に準ずる不適切な行為

2 前項各号に掲げる行為を行った社員および従業員については、就業規則等に基づく処分が科されるものとする。

第6条（推進体制）

コンプライアンス推進の最高責任者は代表社員 神戸貴子とする。

2 コンプライアンスに関わる運用を適切に行うために最高責任者の下にコンプライアンス委員会

を設置する。

3 コンプライアンス委員会の委員長を従業員代表とし、委員会メンバーは委員長が選任するコンプライアンス委員により構成する。

第7条（委員会の権限）

委員会は以下の事項を行うものとする。

- (1) 1年に1回の委員会の開催。ただし、委員長が必要と認めたとき及び委員から開催の求めがあったときは随時開催できるものとする。
- (2) コンプライアンスに関する調査及び情報の収集、分析
- (3) コンプライアンスに関する規定の起案、制定及び改廃についての審議
- (4) コンプライアンスに関する内部監査の計画、実施、評価、改善
- (5) コンプライアンス教育の計画、管理、実施、見直し
- (6) コンプライアンスに関する事項の指導、助言
- (7) コンプライアンス委員会の運営事務
- (8) コンプライアンス通報（相談を含む。以下同じ。）窓口業務
- (9) その他委員会において必要とされる事項の審議

第6条（内部通報）

本規程で禁止されている行為が行われている、またはその疑いがあるという情報（以下、リスク・コンプライアンス情報）に接した社員および従業員は、その情報をコンプライアンス委員会に通報するものとする。

2 コンプライアンス委員会は、通報を受けた内容についてコンプライアンス違反行為の事実関係を速やかに調査し、その結果を踏まえて審議しなければならない。

3 会社は、通報したことを理由として、解雇その他のいかなる不利益な取り扱いも行ってはならない。

4 会社は、通報したことを理由として職場環境が悪化することのないよう適切な措置を取らなければならない。通報者等に対して不利益な取り扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、それを行った者に対する処分を科すことができる。

5 通報された内容及び調査で得られた個人情報を含むその他の情報について、正当な理由なく第三者に開示してはならない。

第7条（懲戒処分）

コンプライアンス委員会による調査、審議の結果、コンプライアンス違反行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対し、就業規則に基づく処分を行い、社員総会に報告する。

2 コンプライアンス違反行為が未遂によるものであったとしても、明らかや医師に基づいて行われる恐れがあったと認められた場合には、程度に応じて適正な処分を科す。

3 コンプライアンス違反を自主的に申告した者に対しては、処分を減ずることがある。

第8条（免責の制限）

役員及び従業員は次に掲げることを理由として自らが行ったコンプライアンス違反行為の責任

を免れることはできない。

- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 会社の利益を図る目的で行ったこと

附則

この規程は2020年10月1日から施行する。